



Title	農民の福祉と社会教育
Author(s)	木村, 純
Citation	北海道大学教育学部社会教育研究室報, 1975, 62-65
Issue Date	1976-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/28575">https://hdl.handle.net/2115/28575</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	1975_P62-65.pdf



# 農民の福祉と社会教育

大学院博士課程 木村 純

## 1 農民の福祉の一般的状況

わが国の社会福祉が、欧米の先進諸国との比較において、きわめて立ち遅れたものであることはよく知られている事実である。

そのなかで、農民の社会福祉はどのような状況にあるだろうか。農民の社会福祉、社会保障がいかにあり、またあるべきかについては、従来、必ずしも明確にされてこなかったように思う。

福武直教授は、昭和40年に実施した調査結果の分析を総括して、次のように述べている。「経営からみた下層農や第二種兼業農家の社会保障水準は、かなり都市勤労者のそれに接近しているにしても、農業生産の中核をになう中上層農あるいは専業農家層の社会保障水準は、国民年金、国民健康保険を中心とするために都市勤労者より大きく立ち遅れ(1)」しており、「農家らしい農家の社会保障水準と都市勤労者のそれとの格差は、今なおきわめて大きいといわれなければならない(2)」と。すなわち農民らしい農民が、都市の労働者と同等の社会保障の権利を享受するためには、農民らしい農民でなくならねばならぬということであり、こうした状況は、今日においてもその基本において変わってはいない。

戦後、農民生活の個別消費水準の著しい上昇はみられたものの、農家所得が都市労働者の所得を上回るといふ関係は、早くも昭和28年に至って、逆転する。以後、昭和30年から33年までの間についてみると、都市の消費水準は17%上昇したのに、農村では8%にすぎず、半分以下にとどまっていた。国民所得中に占める農業所得の割合は、敗戦直後の3割強から、33年には13.8%へと低下した。このような状況をしてはじめて、農業基本法に農民福祉向上をかがげられることになった。

昭和36年に成立した農業基本法は、その前文において「農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんであるとともに、公共の福祉を念願するわれら国民の責務に属する」とうたっているが、その目標とするところが、いわゆる自立農家育成のための離農促進であったから、それがどのように目ざされるかは明らかである。よくいわれるように農民の福祉向上が基本法にそって具体化されなかったというより、それは必然的な結果であったと考えることの方が妥当であろう。それ以降、昭和41年の行政管理庁の「農村福祉対策に関する勧告」等の諸施策が生まれても、農民らしい農民の福祉の向上は依然として立ち遅れている。

1960年代を中心とする日本経済の「高度成長」は、独占資本の強蓄積の過程に他ならなかったが、それは農民の搾取と収奪を通じて行なわれたために、この間の農民の貧困化は一層深まった。

現在における農民の福祉の状況を端的に特徴づけるなら、①それは農民の上向的發展の可能性がますます限られ、多くの農民が没落を余儀なくさせられるなかで、従来の階層別の福祉問題が、その基底部分で固定化する傾向をみせつつ、全体としては新しい担い手が生まれていることである。零細農民の没落による貧困、低所得階層の増大を中心に、労働力としての比重を深めた婦人、老人

の労働過重や機械・農薬などによる健康破壊、長期の出稼ぎによる児童・家庭福祉の破壊、老人問題の深刻化などのごとく、社会的に不利な条件におかれた階層の福祉問題がいよいよ深刻になっている。②このような階層別の福祉問題の拡大を基礎に、交通事故や環境の破壊、過疎地域に典型的にあらわれた社会的共同消費手段の絶対的不足による生活障害がひろがっていることである。

## 2 農民の医療と年金制度

農民の福祉の以上のような問題状況を最も鋭く示している医療と年金の状況について検討することにしよう。

日本の農民特有の早老と疾病問題は、「あしたに霜をふんで野良に出、夕べは星を仰いで家に帰る」、「四っん這い仕事」が象徴するような過重労働とその労働の特殊性、「百姓の一升めし」と呼ばれるような栄養の不摂取を原因とすると説明されてきた。

このような状況が、その姿と規定する条件を変えたとはいえ、基本的には解決されず、「選択的拡大」や「近代化」の進展がより顕著な部門で、健康破壊の状況は深まっている。

根釧酪農地帯の中核をなす別海町は、まさしく日本一の酪農地帯であるが、ここでは専業経営を維持するためには、すでに搾乳牛が20頭では不十分な段階に至り、多頭化にともなう労働過重によって、農民の貧血率は市街地の住民の2倍に達している。道勤医協の藤井敬三医師によれば、婦人の半数は農夫症にかかっている。ここでは婦人は、乳牛の飼養管理労働を分担しており、機械化がまだ遅れている畜舎内の作業に多く従事している。つまり多頭化による影響を直接、こうむるわけである。

インスタント食品の酪農民への普及が目ざましいなかで、農繁期には、緑黄野菜や果物の摂取が少ないことが明らかになれば、栄養のかたよりがみられる。生活改良普及員は、かつてこの地区の農業改良普及所が、労働が過重になることを理由に、自家用野菜の栽培をとめさせた時期があったことを反省している。もはや農民の健康を真にまもるためには、急速に大規模化した地域農業のあり方自体が問い直される事態に立ち至っている。たしかに牧草収穫調整の労働、飼養管理労働が過重であるということが、酪農民から自家用野菜をつくる余裕を奪っているのである。農民の貧困化は肉体だけではなく生活についての考え方にまでおよんでいると言える。

今まで述べてきたような事態は、特に戦後一般開拓地域で顕著な傾向である。戦後の混乱した時期に、厳しい入植と人力開墾の時期を経て、直ちに、国家資金の集中的な投資をうけたパイロットファームや戦前からこの地域に根づいていた農家と同じように多頭化競争に投げられたからである。この地域では特に中農上層の農家の主婦が例外なく健康を害している。

別海町における酪農民を具体例として述べたが、このような農民の健康破壊は、二つの点で一層深刻である。第一に、国民健康保険と組合健康保険の格差が存在する。問題なのは多くの農民がこのような労働者との格差をあまり知らずにかけ金を払っていることであり、福祉の権利の自覚の成長の基盤さえ未熟である。第二に、国民皆保険の名のもとに保険料を納入しながら、受けるべき医療機関に恵まれていないことである。（『ジュリスト』572号（1974年10月10日号）は、福祉問題の特集しているが、「生活保護をめぐる問題状況」という座談会で郡山社会福祉事務所の本田久市氏もこのことについてふれている。）都市を中心にした住民の運動や革新自治体の努力に

よって全国的に実現している老人医療費の無料化もそこでは、医療施設と医師不足のため、積極的な権利として享受することを許されない。別海でも、一県程の広さに病院が1、診療所が3つしかなく、医師が4名しかいない。

次に、年金制度についてみてみよう。昭和45年度の「厚生白書」は「高齢者は農家世帯に多い」と述べ、「昭和43年では60才以上の高齢者が農家100世帯当り85人、それ以外の世帯にあっては32人」であるとしている。老人問題が、国民的課題となり、厚生省人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、昭和75年には60才以上の人口が総人口の19.3%を占めることが予想されている、農村ではもっと深刻になるだろう。

従来、農村の老人問題はあまり問題とはならなかった。それは、都市の労働者が直面するような社会的強制としての定年制がなく、自分の健康の状況にふさわしい農作業を分担するという条件が存在したからであった。

しかし、最近の出稼ぎ・兼業の増加、都市への青壮年労働力の吸引によって、農村老人の労働力が重要性をまし、老人だけの世帯や孤老が増加することによって事情は一変してしまった。労働能力を越えてなお農作業に従事しなければならないというミゼラブルな事態が広がっている。

前述したような医療の問題状況はそのまま老人に最も深刻にあらわれているのである。

農業者年金制度は、昭和45年に佐藤内閣が「農民にも恩給を！」というスローガンで具体化したもので、一方では農村の根強い要求におされたものであり、農民の老後保障について企業年金と国民年金の格差を補填するという性格をもつものである。(なおこのように、社会保障制度が複雑につくられているということは、国民の社会福祉、社会保障の権利の自覚を妨げているということをつけ加えなければならない。わが国における社会教育や学校教育が福祉についてどれだけ国民に正しい知識を形成し、権利の自覚をすすめてきたかどうかという反省も含めてこのことが問題とされなければならないと考える。) さてこの年金制度は、高齢農業者の保護を名目として離農による農地流動化＝自立経営の規模拡大という目的を担うものであり、給付の開始までの10数年をようすることからも、農民の老後不安を真に解消するものとはなっていない。

### 3 農民の福祉と社会教育の課題

農民の福祉問題を検討する際に、留意しなければならないことがある。第一に、農民自身の権利意識の希薄性である。(本田久市氏もこの事について述べている。)そして第二に、そのこととも結びついて、都市勤労者のように組織化されていないことである。これらのことが農民の生活権<sup>8)</sup>の自覚をはばんでおり、社会福祉の権利への無関心さの土壌を形成している。

農民の生活権の自覚を高めるすじ道の一つは、労働者と農民の学習運動の発展の中に求められる。農業「近代化」政策とギリギリに対決をしながら、自主的・民主的な地域づくりの追及がそこでは行なわれている。いいかえれば農民の生活権の保障のありかが、地域農業の自主的・民主的発展の方向と統一的に提起されている。そしてそれが農民の生活と健康に専門的に関わる保健婦や生活改良普及員の参加のもとに行なわれている。

農村の社会教育活動の任務もそこに求められる。自らの生活の改善を地域の自主的・民主的発展の方向と統一して考えることのできる農民を生み出すということである。それは同じく、農村にお

ける社会福祉そのものの任務であるように思われる。

- (1)、(2) 福武直「農家と社会保障」「日本農村の社会問題」第二章第二節 東大出版会 1967年
- (3) 生活権の概念については、渡辺洋三「憲法と地方自治」「現代の自治体」第二章  
自治体問題研究所 1972年